

仕様書

1 委託業務の名称

三市周遊ゴールデンルートを活用した認知拡大及び誘客拡大事業

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

3 委託業務の目的

仙台市・福島市・山形市（以下、「三市」という。）では、南東北の県庁所在地三市の連携として、関係団体と仙台・福島・山形三市観光・物産広域連携推進協議会（以下、「本協議会」という。）を組織し、「三市エリアの知名度向上」、「三市エリアへの誘客促進」等を目的とした交流人口の拡大施策を展開している。

本協議会では、広域連携による観光魅力の拡大を通じた誘客拡大と、周遊促進による地域消費の拡大を図るにあたり、東北での旅行日数が比較的長く、広域連携によりシェア拡大のポテンシャルが見込まれる中部・関西、次いで首都圏を明確なターゲット地域として設定し、事業を実施しているところである。

令和7年度については、上記ターゲット地域において、令和5年度に作成した三市を周遊する王道モデルコースであるゴールデンルートの販売促進に取り組むとともに、インバウンド需要を探るべく、タイでの旅行博にも参加を行った。

今年度からは、新たな3か年事業（※本協議会の予算未成立のため、令和9年度以降の事業実施を担保するものではない）として、引き続き広域連携のメリットを活かし、国内では中部・関西個人旅行客をメインターゲットにしながら、インバウンド向け事業も継続して実施する。三市の強み・魅力を明確にし、それらをフックに三市エリア周辺の観光地やエリア以外の近隣の観光地を組み合わせた面としてのプロモーションを実施することで、三市エリア内の滞在時間の延長、宿泊促進に取り組む。

4 本事業の主なターゲット層

（第1）中部・関西地域の個人旅行客

（第2）首都圏の個人旅行客

（第3）タイの個人旅行客

5 業務内容

（1）国内向け販売事業

- ターゲットに対し、三市周遊ゴールデンルート（別紙参照）を活用した三市エリアへの興味喚起を図るとともに、三市エリアに関連する旅行商品（例：ダイナミックパッケージ）の造成やOTAでの商品販売を行うこと
- 旅行商品造成及び販売にあたっては、三市における宿泊促進だけでなく、三市

間の周遊型観光の推進を意識し取り組むこととし、販売促進のための施策を実施すること

- 上記4を前提としながら、受注者側において過去の販売実績等をもとに誘客属性を分析し、三市における課題を明確にした上で、新たに開拓が見込め、さらなる誘客につながる具体的なターゲット設定を行うこととし、当該ターゲットに応じた広報媒体を提案すること。
- 三市の強みである「温泉」をフックに、三市エリアやその周辺の観光地を組み合わせたモデルコースの訴求を行い、滞在時間の延長、三市エリアの宿泊・周遊促進を図ること
- ウェブサイト「ぐるり」とも連動し、掲載情報を活用すること
(URL)「ぐるり」<https://gururi-tohoku.jp/>

(2) インバウンドプロモーション

①バンコク日本博への出展

- 以下のとおり開催が予定されている「バンコク日本博」でブース出展を行い、三市エリアのPRと即売会を実施すること
ーイベント名：バンコク日本博
ー開催日：令和8年8月28日（金）～30日（日）
ー場 所：クイーン・シリキット国際展示場
※ウェブサイト：<https://nipponhaku.com/exhibition/>
- 出展申込は受注者にて実施すること（出展料金早割の申込期限【令和8年5月31日（日）】までに申込を完了させること）
（ブース仕様）スタンダードブース×1 横幅3m×高さ2.5m×奥行3m
※ ブース料金に20,000 バーツ（+VAT）を追加することで【角ブース（2面が通路に面する）】とすることが可能。
より効果的にPRが行え、三市への旅行商品販売促進につながる仕立てとできる場合には、角ブースを使用するとして提案してもかまわない。
- ブース壁面の装飾として、三市の観光コンテンツをあしらったタペストリーを制作すること。制作にあたり写真素材が必要な場合は、三市からの提供も可能。イベント終了後には、発注者へ納品すること。
- バンコク日本博ウェブサイトを参照し、出展料の他、上記を含めたブース装飾費用など、運営に必要な費用を計上すること。
- 上記ブース出展に関連し、関心層への訴求を図るためタイ人向けの旅行商品造成、SNS 広告及びチラシ作成等を行うこと
- ノベルティ制作にかかる費用を計上すること。本協議会として新たに制作するため、デザイン費も見込むこと。
※ 制作にかかる費用として220,000円（税込）を上限とし、数量・物品を提案すること（今後も活用ができるデザイン・物品とすること）
- 旅行商品造成にあたっては、協議会として出展する「バンコク日本博」のほか、

各市が個別に出展を行う旅行博等においてもプロモーション・販売ができるよう、通年販売できる旅行商品を造成すること

- 旅行商品の販売方法は、タイ人の利用が多い OTA とするなど、適切に選定を行うこと
- ウェブサイト「ぐるり」とも連動し、掲載情報を活用すること
(URL)「ぐるり」<https://gururi-tohoku.jp/>

※ タイ語対応済み

②次年度以降のインバウンド事業検討のための分析

- オープンデータや受注者が管理する予約データ等を活用し、三市を含め東北に來ているインバウンドの傾向等の分析を行うこと。分析内容後述(3)で作成する報告書に記載する次年度事業に向けた提案の作成に活かすこと

(3) 効果検証及び報告書の作成

①インバウンド事業にかかる分析報告書

- 5(2)②において分析を行った内容に、①バンコク日本博における実績も盛り込んだ報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。
(形式：A4、PDF データ 納入期限：令和8年9月30日)

②本事業全体にかかる報告書

- 上記①内容も含み、業務全体の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。なお、次年度事業に向けた提案も盛り込むこと(形式：A4、PDF データ 納入期限：令和9年3月12日)

6 業務実施にあたっての留意事項

- 本事業の実施にあたっては、随時報告し、おおむね月1回程度打ち合わせの機会を設け、協議しながら業務を進めること。また、必要に応じて、各市の観光協会等の関係者と連携しながら事業を実施すること。
- 造成した商品については販売目標数値を設定の上、販売およびプロモーションを実施すること。

※ 目標設定の仕方について：

「受注者における三市エリア向け既存旅行商品の販売件数及び宿泊者数を基準とし、本事業の実施によって、各実績を○件・○人泊増加させる」というように設定されたい(本事業によって新規造成する商品の実績も含めること)。

- 個別のプロモーションについても、後述する「参考とすべき指標」を参考に目標を設定し、定期的な効果検証を行いながら、施策の改善を図ること
- 本事業を通じて造成した商品については、三市それぞれへの宿泊者数等をはじめとして、実績を集計すること

7 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

- 受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。
- 受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

- 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

- 受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

- 受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

8 その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【参考とすべき指標について】

	目指す効果目標数値（アウトカム）
総セッション数 ※	500,000 件

※旅行商品販売ページ等 PV 数、タイ向け SNS 広告 PV 数 の合計数